【別紙1】

- ◎ 料金
 - ・居宅介護支援利用料は介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたり下表のとおりです。 ただし、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる 場合、利用者の自己負担はございません。
 - ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。

その場合は一旦1ヶ月 下表の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。 サービス提供証明書を後日、市町村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

居宅介護支援費

要介護 1.2	1.086単位/月
要介護 3・4・5	1.411単位/月

(1単位=10円)

- ※1 入院時情報提供連携加算 I·Ⅱ
- (1)加算 I の算定用件 250単位/月

入院先の病院または診療所に当日又は翌日に、当該病院または診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合

(2)加算Ⅱの算定用件 200単位/月

入院先の病院または診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院または診療所の職員に対して 必要な情報の提供を受けたうえで、居宅サービス計画を作成し、居宅サービスの利用に関する調整を行った 場合

※2 退院·退所加算

退院・退所にあたって、病院等の職員と面談を行い利用者に関する必要な情報の提供を受けたうえで、居宅サービス計画を作成し居宅サービスの利用に関する調整を行った場合

退院・退所加算(Ⅰ)イ.カンファレンス以外の方法により1回受けている 450単位/月

退院・退所加算(Ⅰ)ロ.カンファレンスにより1回受けている

600単位/月

退院・退所加算(Ⅱ)イ.カンファレンス以外の方法により2回受けている

600単位/月

退院・退所加算(Ⅱ)ロ. 2回受けておりうち1回以上はカンファレンスによること

750単位/月

退院・退所加算(Ⅲ)3回以上受けておりうち1回以上はカンファレンスによること

900単位/月

※3 通院時情報連携加算 50単位/月

利用者が医療機関で診察を受ける際同席し医師又は歯科医師と情報連携を行い当該情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合

※4 初回加算 300単位/月

新規に居宅介護計画を算定した場合及び、要介護状態区分が2区分以上変更された場合

※5 緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位/月

病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の職員と主に利用者の居宅を 訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合

※6 ターミナルケアマネジメント加算

400単位/月

利用者又はその家族の同意を得たうえで、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し主治医等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援をした場合

※7 特定事業所加算Ⅲ 323単位/月 又は 特定事業所加算Ⅱ 421単位/月 次の要件を満たす場合

- ・利用者に関する情報、留意事項の伝達等の会議を定期的に開催する。
- ・介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。
- ・地域包括支援センターからの支援困難事例の紹介された場合においても、支援が困難な 事例に係る者に指定居宅介護支援を提供する。
- ・24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。
- ・運営基準減算または特定事業者集中減算の適用を受けていない。
- ・介護支援専門員1人当たりの件数が40件未満である。
- ・主任介護支援専門員を配置している。
- ○常勤の介護支援専門員を2名以上配置している。(加算Ⅲ) ○のどちらか一つ

- ○常勤の介護支援専門員を3名以上配置している。(加算Ⅱ)
- ・地域包括支援センター等が実施する事例検討会等へ参加している。
- ・他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等を実施している。
- ・介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力 又は協力体制を確保している。
- ・必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に 提供されるような居宅サービス計画を作成している
- ・家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。

令和6年4月1日 制度改正